

## 令和 5・6 年度 千歳市公立大学法人評価委員会スケジュール（案）

| No. | 時期          | 項目                                     | 実施内容   |
|-----|-------------|--|--|
| 1   | 令和 6 年 2 月  | 令和 5 年度 第 4 回評価委員会<br>（中期目標の期間の終了時の検討） | ・業務継続の必要性、組織の在り方についての意見聴取                            |
| 2   | 令和 6 年 6 月  | 令和 6 年度 第 1 回評価委員会<br>（中期目標意見聴取）       | ・第 2 期中期目標期間の中期目標に対する意見聴取                            |
| 3   | 令和 6 年 7 月  | 令和 6 年度 第 2 回評価委員会<br>（実績報告・中期目標意見聴取）  | ・大学からの令和 5 年度実績報告<br>・第 1 回評価委員会における意見を踏まえた中期目標の内容確認 |
| 4   | 令和 6 年 9 月  | 市議会での議決                                | ・第 2 期中期目標期間の中期目標の議決                                 |
| 5   | 令和 6 年 11 月 | 令和 6 年度 第 3 回評価委員会<br>（中期計画意見聴取）       | ・第 2 期中期目標期間の中期計画に対する意見聴取                            |
| 6   | 令和 6 年 12 月 | 市長の認可                                  | ・第 2 期中期目標期間の中期計画の認可                                 |

## 地独法

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

- 第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。